
はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な影響を生じさせるおそれがあり、決して許されるものではありません。

いじめは全ての児童生徒に関係する問題であり、いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得るということを十分に認識して対応することが必要です。

本道では、学校、家庭、地域住民、行政その他の関係者の相互の連携協力の下、社会全体でいじめの問題を克服することを目指し、平成 26 年 4 月に「北海道いじめの防止等に関する条例」を施行するとともに、同年 8 月には「北海道いじめ防止基本方針」を策定し、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に向けた取組の充実を図ってきたところです。

北海道教育委員会では、平成 26 年度からの 3 か年事業として、「いじめ未然防止モデルプログラム事業」を実施しています。本事業は、各学校において、いじめの未然防止に向け、予防的な生徒指導の考え方に立った取組を継続的に推進することができるよう、「居場所づくり」「絆づくり」「環境づくり」の 3 つの観点に着目した「いじめ未然防止モデルプログラム」の作成・普及を目的としています。

本モデルプログラムを作成するため、全道 14 管内において、小学校、中学校及び高等学校をそれぞれ 1 校以上指定し、取組を進めてきました。1 年目である平成 26 年度は、指定校の取組を参考に、いじめの未然防止のモデルとなる「活動例のマトリクス」と「活動例」を学校種別（小学校、中学校、高等学校）に取りまとめ、「平成 26 年 10 月版」として作成し、その後、さらなる工夫・改善を進め、「年間の取組計画例」等を追加した「平成 27 年 3 月版」を作成しました。2 年目である平成 27 年度は、学校の実情に応じた具体的な実践を提示するため、指定校それぞれの実践を、「活動のマトリクス」、「年間の取組計画」及び「主な活動（概要）」として取りまとめ、この度、「平成 28 年 3 月版」を作成しました。

本モデルプログラムが、学校や市町村教育委員会において、取組の点検・評価・見直しをする際の資料として広く活用され、いじめの未然防止の取組の充実に役立てられることを念願しています。

末尾となりましたが、本モデルプログラムの作成に当たり御尽力を賜りました指定校及び関係の皆様には厚く御礼申し上げます。

平成 28 年 3 月

北海道教育庁学校教育局参事（生徒指導・学校安全）

竹 林 亨
